

君津市

提案型

ネーミングライツパートナー募集要項

君津市総務部総務課

## 1 募集の趣旨

君津市は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が所有する施設に対するネーミングライツパートナーを募集します。

## 2 募集主体

君津市

## 3 ネーミングライツの概要

### (1) 定義

ネーミングライツとは、契約により市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、導入目的に資するものです。

### (2) 運用

ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例に規定されている施設の名称は変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとします。

## 4 愛称

### (1) 愛称の表記

愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさや呼びやすさ等の視点から市民からの理解が得られるものとします。企業ロゴのデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商号であるものに限り、使用することができます。愛称の掲出場所は、提案内容や双方の協議により決定します。

### (2) 使用を禁止する愛称

愛称が、君津市広告掲載に関する要綱（令和元年君津市告示第64号）第3条第2項各号のいずれかに該当するものは、愛称とすることができません。

### (3) 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、市長が特に必要と認める場合を除き、契約期間内の愛称の変更はできません。

## 5 ネーミングライツパートナーへの特典（付帯権利）

- (1) 君津市の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、対象施設のネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- (3) 市と協議の上、愛称を表示した看板を設置することができます。
- (4) 施設の設置又は利用目的に反しない範囲において、対象施設にて、商品等のPRをすることができます。
- (5) その他付与する特典については、別途協議の上決定するものとします。  
※指定管理者制度導入（予定）施設については、対象施設所管課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

## 6 ネーミングライツパートナーの申込方法等

### (1) 申込方法

次の書類により、提案してください。

- ア 君津市ネーミングライツ事業申込書（添付様式1）
- イ 法人の概要を記載した書類
- ウ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
- キ ネーミングライツ事業の申請に関する確約書（添付様式2）
- ク 直近1年間分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の完納証明書）

### (2) 受付期間

随時募集とします。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までです。

#### (4) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有するものとします。また、複数の法人で構成されるグループの応募も可能ですが、その際は代表の法人を設定し、責任の所在を明確にしてください。

ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

ア 君津市広告掲載に関する要綱第3条第1項各号に掲げる業種又は事業者

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者

ウ 君津市建設工事請負業者等指名措置要領及び君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年君津市告示第73号)による指名停止措置を受けている者

エ 国税又は地方税を滞納している者

オ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不相当と認められる者

#### (5) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## 7 提案内容

下記の内容について提案してください。

内容	条件	備考
導入対象施設	別添「導入対象施設一覧表」のとおり。	施設全てではなく、施設内の一部（ロビーのみ等）でも可能です。
ネーミングライツ料	対象施設の利用状況、市内外への訴求効果等、広告価値を見定めたうえで、希望するネーミングライツ料（対価）を提案してください。	消費税及び地方消費税は別途 ※ネーミングライツ付与の対価は金銭のほか、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。
契約期間	原則、1年以上5年以内とする。	指定管理者制度導入施設は、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定とします。
付帯提案	施設等の魅力を向上させる応募者自身が実施可能な提案等がありましたら、記載してください。	付帯提案なしでも応募は可能です。

## 8 審査方法等

### (1) 審査方法

市が設置するネーミングライツ導入審査委員会で提案内容について導入の可否を審査します。導入可能と判断された場合、提案者を優先交渉権者に決定します。

優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体のことをいいます。

### (2) 審査基準

対象施設の設置目的やイメージとの整合性、市民にとってのわかりやす

さや、ネーミングライツ料、応募者の経営状況、付帯提案の内容、「君津市  
広告掲載に関する要綱」との整合性等を総合的に勘案し、審査します。

(3) 審査結果の通知

審査後、提案者に通知するとともに、選定された優先交渉権者を市のホ  
ームページなどで発表します。

(4) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、当該団体をネーミングライツパ  
ートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

## 9 費用負担

対象施設内外の看板表示等の変更、契約期間終了後の原状回復に要する費  
用については、ネーミングライツパートナー側の負担とします。

市のパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示については君津市が  
対応します。

## 10 契約の解除

(1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等があった場合

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメ  
ージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間満了を待たず契約を  
解除できることとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナ  
ーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

(2) 災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由の場合

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約に定  
める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料の  
うち未履行分について、日割りによる計算の上、ネーミングライツパート  
ナーに速やかに返還することとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナ  
ーが負担するものとし、返還しません。

(3) ネーミングライツ料が物品・役務等の提供である場合

契約解除の理由を問わず、物品についてはネーミングライツパートナー  
に返還します。役務については、契約解除時まで提供していただくことと  
し、既に履行済みの役務に関して市は返還の義務を負わないものとします。

### 1 1 契約の満了

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。更新時においても、ネーミングライツ導入審査委員会での審査を実施します。

### 1 2 原状回復

契約期間終了後または本契約解除後 30 日以内に看板等における愛称、ロゴマーク等を原状回復するものとする。

### 1 3 お申込み・お問い合わせ先

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

君津市総務部総務課経営改革DX推進係

TEL：0439-56-1232

E-mail：[somu@city.kimitsu.lg.jp](mailto:somu@city.kimitsu.lg.jp)